

## 失業などにより家計維持が困難な方への支援

### ■緊急小口資金（休業などをされた方向け）～貸付上限 10万円（特例 20万円）～

- ▶対象者 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
- ▶貸付上限額 10万円以内（小学校などの休業の特例 20万円以内）
- ▶据置期間 1年以内
- ▶償還期限 2年以内
- ▶利子・保証人 無利子・不要

※申請方法、必要書類など詳しい内容はお問い合わせください。

問田村市社会福祉協議会 ☎68-3434

### ■総合支援資金（失業などをされた方向け）～貸付上限 単身 15万円、複数 20万円～

- ▶対象者 失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ▶貸付上限額 月 20万円以内（2人以上）、月 15万円以内（単身）※貸付期間：原則 3か月以内
- ▶据置期間 1年以内
- ▶償還期限 10年以内
- ▶利子・保証人 無利子・不要

※申請方法、必要書類など詳しい内容はお問い合わせください。

問田村市社会福祉協議会 ☎68-3434

## 田村市緊急経済対策消費喚起事業 ～まごころ応援券（金券）1人につき3,000円分を配布～

個人消費の喚起と地域経済の活性化のため、市民にまごころ応援券（金券）を発行します。

- ▶まごころ応援券 1枚 500円のまごころ応援券を1人につき6枚発行
- ▶対象者 基準日（令和2年4月27日）時点で、市に住民登録されている方
- ▶利用期間 6月1日～9月30日まで
- ▶配布方法 世帯ごとに6月1日から簡易書留で順次発送
- ▶応援券取扱い事業者

①取扱店登録資格 市内に対象となる事業所があり、取扱店登録をした事業者

<対象事業者>

飲食料点小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、旅行業、冠婚葬祭業、スポーツジム、カラオケボックス、道路旅客運送業

※ただし、飲食料点小売業については、次の事業者を除きます。

本社・本店が市外の事業者、店舗面積が500平方メートル以上の事業者、コンビニエンスストア

②取扱店登録方法 登録を希望する事業者は、「取扱店登録申込書」を商工会へ持参してください。

※「取扱店登録申込書」は、各商工会で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

③取扱店登録受付 随時

問・申産業部 商工課 ☎82-6677

## 各種支払いの免除・先延ばし ～収入が減少し納付・支払いが困難な方へ～

### ■奨学金の返済について（先延ばし）

- ▶対象者 収入が減少し返済が困難な方について、個別に相談に応じます。

問教育部 教育総務課 ☎81-1213

### ■学校給食費の支払いについて（先延ばし）

- ▶対象者 収入が減少し支払いが困難な方について、個別に相談に応じます。

問教育部 学校教育課 ☎81-1214

## 市営住宅の提供 ～一時使用として市営住宅を提供します～

### ▶対象者

減収や解雇などにより住宅の退去を余儀なくされ居所を失った方で、次のいずれかに該当する方

- ①市内に住所を有する方
- ②現に市内に居住している方

- ▶提供戸数 25戸程度

### ▶入居可能期間

6か月以内。ただし、やむを得ないことがあると認める場合は6か月延長することができます。

- ▶家賃 家賃と敷金は免除

※要件・申請方法などはお問い合わせください。

問・申建設部 都市計画課 ☎82-1114

## セーフティネット保証制度 ～資金繰りでお困りの事業者へ～

取引先の再生手続きなどの申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻により経営安定に支障が生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。

※これらの制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第4項に基づく「特定中小企業者」であることについて、市長の認定を受ける必要があります。

※詳しい内容はお問い合わせください。

問・申産業部 商工課 ☎82-6677